

公告期間： R7. 9. 12 ～ R7. 10. 6

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 1 2 日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部長 大小原 努

1. 業務概要等

- (1) 件 名 量子科学技術研究開発機構（千葉地区）QST 病院の劣化診断調査及び改修工事基本計画業務
- (2) 場 所 千葉県千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9 番 1 号
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (5) 本入札においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を紙入札方式により行う。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第 10 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。
- (2) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第 11 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、量子科学技術研究開発機構又は文部科学省から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 文部科学省における令和 7・8 年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(4)の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号。以下同じ。）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県に本店・支店若しくは営業所を有し、且つ平成 22 年度以降に元請けとして業務が完了した、地上 3 階建以上かつ延床面積が 5,000 m²以上で、放射線施設を有する病院、実験施設、又は研究施設における設備（電気設備及び機械設備）の劣化診断調査及び更新・改修設計を行った実績を有すること。（実績は民間施設でも構わない。）

(8) 次に掲げる基準を全て満たす者を主たる技術者として当該業務に配置し、直接担当できること。

- ① 建築士法第2条第2項に規定する1級建築士、又は建築設備士の資格を有すると共に、資格取得後5年以上の実務経験を有する者であること。
- ② 平成22年度以降に上記(7)に掲げる業務を行った経験を有する者であること。
- ③ 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することが出来る資料を求める。その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは、入札参加者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(二)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているが否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(11) 当機構が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約をできること。

3. 入札手続等

(1) 入札書等の提出場所等

〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部契約課 石橋 由治

TEL 043-206-3014 (ダイヤルイン) E-mail nyuusatsu_qst@qst.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年9月12日(金)から令和7年10月6日(月)まで

上記3.(1)の交付場所又は電子メールにおいて交付する。

電子メールによる交付を希望する者は、必要事項(公告日、入札件名、上記3.(1)の担当者名、住所、社名、担当者所属及び氏名、電話、FAX、E-mail)を記入し、上記3.(1)のアドレスに送信すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所

令和7年9月12日(金)から令和7年10月7日(火)17時00分まで

提出場所は上記3.(1)に同じ

(4) 入札・開札執行の日時及び場所

令和7年10月28日(火) 16時00分

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区 入札事務室

4. 入札保証金

免除する。

5. 契約保証金

納付する。ただし、有価証券等の提供又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、保険会社との間に当機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と公共工事履行保証契約を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

6. 入札の無効

- ① 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札
- ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
- ③ 入札に関する条件に違反した入札

7. 落札者の決定方法

- (1) 技術審査に合格し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそ

れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とする場合もある。

- (2) 落札決定に当っては、入札書に記載した金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 手続きにおける交渉の有無 無

9. 契約書作成の要否 要

10. 支払条件

完成払いとする。

11. 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2. (4)に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

12. その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、申請書及び資料の提出時に、当機構が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (3) その他、詳細については、入札説明書によるため、必ず上記 3. (2)により、入札説明書の交付を受けること。